

太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務
公募型プロポーザルに係る公告

太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切なものを当該業務の受託者として選定するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

平成30年9月12日

太宰治生誕110年誘客促進実行委員会
会長 三橋 大輔



1 業務概要

(1) 業務名

太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務

(2) 業務内容

太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約日の翌日から平成31年3月8日（金）まで

2 参加資格要件

参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 東北6県のいずれかに本社（店）又は支社（店）・営業所等を有し、当該事業所において常勤の従業員を雇用していること。

(2) 五所川原市の物品等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

(3) 企画提案書に関する書類の提出期限の日から契約締結の日までの間に本市の指名停止等措置要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 本業務に経験を有したものを従事させること。

3 プロポーザル参加手続等

(1) 事務局

太宰治生誕110年誘客促進実行委員会事務局

(五所川原市 経済部 観光物産課)

住 所 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

TEL 0173-35-2111 内線2574

FAX 0173-39-1093

E-mail goshokan@city.goshogawara.lg.jp

(2) プロポーザルに係る関係資料の配布

① 配布資料

ア 太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務公募型プロポーザル実施要領

イ 太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務仕様書

② 入手方法

市のホームページからダウンロード

(市ホームページURL：<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>)

4 業務委託者選定方法

太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。